

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定について

1 第 13 次鳥獣保護管理事業計画

鳥獣保護管理事業計画は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に基づき、各都道府県において鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して策定する 5 か年の計画である。現行計画（第 12 次鳥獣保護管理事業計画）の計画期間は令和 3 年度末までとなっており、次期計画（第 13 次鳥獣保護管理事業計画）の策定が必要となる。

2 計画の概要

当該計画は、野生鳥獣（鳥類及び哺乳類に限る。）の保護管理と狩猟制度に関する事項として、下記の項目について定めている。

- ① 計画期間
- ② 狩猟等を制限する区域（鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域等）の指定
- ③ 放鳥獣
- ④ 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
- ⑤ 第二種特定鳥獣管理計画
- ⑥ 鳥獣の生息状況の調査
- ⑦ 鳥獣保護管理事業の実施体制（傷病鳥獣救護対応など）

（注）国は、鳥獣行政に係る諸問題に対応するため、基本指針を令和 3 年 10 月に改定した。
 県は、改定された基本指針に盛り込まれた内容を基に計画を策定する。

3 第 13 次鳥獣保護管理事業計画（案）

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の内容は、下記のとおりである。

第 13 次鳥獣保護管理事業計画の策定の考え方

項目	現行計画	次期計画
名称	第 12 次鳥獣保護管理事業計画	第 13 次鳥獣保護管理事業計画
計画期間	計画期間 ・ H29. 4. 1～R4. 3. 31(5 ヶ年)	計画期間 ・ R4. 4. 1～R9. 3. 31(5 ヶ年)
狩猟等を制限する区域の指定	鳥獣保護区（県指定） 67 箇所 25, 265ha 特定猟具使用禁止区域（銃・わな） 133 箇所 216, 335ha	・ 計画期間中に変更予定の鳥獣保護区について今年度調査を実施 ・ 現地調査の結果を踏まえ、保護の目的、配置等を検討
放鳥獣	鳥類：必要に応じて放鳥の可能性を検討 獣類：狩猟鳥獣は原則放獣しない	同左について、基本指針等に基づき内容を検討
鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可	以下の目的の場合に許可 ①学術研究 ②鳥獣の管理 ③その他特別な事由	同左について、基本指針等に基づき内容を検討
第二種特定鳥獣管理計画	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル、カモシカについて策定	同左について、基本指針等に基づき内容を検討
鳥獣の生息状況の調査	・ 鳥獣の分布状況及び生息数の推移等の把握のため、下記調査を実施 ①鳥類生息分布調査 ②ガン・カモ類等調査 ③狩猟鳥獣生息調査 ④第二種特定鳥獣被害状況調査	同左について、基本指針等に基づき内容を検討
鳥獣保護管理事業の実施体制	・ 傷病鳥獣の保護では、弥富野鳥園を中心として、市町村、獣医師、自然保護団体等が連携	同左について、その体制の実効性について検討

4 スケジュール

- 令和 3 年 5 月 環境審議会諮問（文書諮問）（31 日）
 （同日 自然環境保全部会へ付託）
 7 月 自然環境保全部会（第 1 回）（20 日）
 10 月 基本指針改定（26 日）
 12 月 第 13 次鳥獣保護管理事業計画検討会*（第 1 回）（2 日）
自然環境保全部会（第 2 回）（17 日）
 令和 4 年 1 月 パブリックコメント実施、隣接県協議
 2 月 第 13 次鳥獣保護管理事業計画検討会（第 2 回）
 自然環境保全部会（第 3 回）
 環境審議会答申（文書答申）
 3 月 計画公表及び環境大臣報告

※第 13 次鳥獣保護管理事業計画について、基本指針等に従い、科学的データに基づいた検討を行うもの。学識経験者、鳥獣の専門家、狩猟者団体、農林業団体、関係行政機関から構成される。